

厚生労働省発障 0222 第 6 号  
令和 6 年 2 月 22 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の国庫補助について

標記については、別紙「令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付要綱」により行うこととされ、令和 5 年 11 月 29 日から適用することとされたので通知する。

## 別紙

### 令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 交付要綱

#### (通則)

- 1 令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>令第6号<sup>労働省</sup>）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この交付金は、福祉・介護職員を対象に、賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この交付金は、令和6年2月8日障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「令和5年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱」に基づき、施設・事業所が行う賃金改善に対して都道府県が実施する又は補助する事業を対象とする。

#### (交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
  - (1) 施設・事業所支援分の場合（都道府県が補助する事業）
    - ① 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。
    - ② ①により選定された額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。
  - (2) 都道府県支援分の場合（都道府県が実施する事業）
    - ① 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
    - ② ①により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 交付率
福祉・介護職員処遇改善支援事業	福祉・介護職員処遇改善支援事業	1. 福祉・介護職員処遇改善支援事業（施設・事業所支援分） 厚生労働大臣が必要と認めた額	補助金、交付金	10/10
		2. 福祉・介護職員処遇改善支援事業（都道府県支援分） 厚生労働大臣が必要と認めた額	報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	

(交付の条件)

- 5 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業費の配分の変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
  - (7) 事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第4による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(4)に掲げる条件と、「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならない。この場合において、(2)から(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- (11) (10)により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(申請手続)

- 6 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が、別添様式第1による申請書に係る書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別紙様式第2による申請書に係る書類を添えて別に定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

10 この交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、別添様式第3による事業実績報告書に係る書類を添えて、翌年度6月末日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は事業の完了した日が属する年度の翌年度の6月末日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙様式5による年度終了実績報告書を翌年度4月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（交付金の返還）

11 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。